

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年2月14日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社足利銀行

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

2020年10月、日本政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言している。また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしている。また、2022年4月の「改正地球温暖化対策推進法」施行により、2050年までのカーボンニュートラルの実現」を基本理念として法律に明記された。

2021年3月、親会社である株式会社めぶきフィナンシャルグループ（以下、めぶきFG）として、気候変動リスクにかかる影響を分析・開示する国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD*1)」提言への賛同を表明するとともに、「2030年度のCO₂排出量を2013年度比30%以上削減する」というCO₂排出量削減目標を設定した。

そして、2022年4月には、めぶきFGおよびグループ内会社に適用する「グループ環境方針」の制定と併せてCO₂排出量削減目標を「2030年度のCO₂排出量ネット・ゼロ」に引き上げた。

弊行についても、めぶきFGの目標に即して、2030年度のCO₂排出量ネット・ゼロに向けたロードマップを作成し、それに基づいた取り組みを行っている。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2024年度（目標年度）までに当行全体の炭素生産性を72.65%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）における経常利益計上を目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）
銀行業（62）

(6) 事業適応の具体的内容

店舗等を対象に照明のLED化を行い、2023年6月末の完了を目標としてCO₂の排出削減を図る（▲328トン）。併せて営業にかかる電力を再生可能エネルギー由来電力に切り替えることで、さらなるCO₂の排出削減を図る（▲3,061トン）。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和5年2月

終了時期：令和7年3月